

(目的)

第1 この要綱は、甲府市における電子契約の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約書 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により作成する契約書をいい、変更契約書、仮契約書も含む。
- (2) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
- (3) 電子契約サービス 本市及び相手方の指示に基づき電子署名により電子契約の締結を行う事業者署名型(立会人型)電子署名サービスをいう。
- (4) 契約事務担当者 契約相手方に電子契約書を送信する等、電子契約サービスを利用した契約手続の実務を主として行う者をいい、主任等をもってこれに充てる。
- (5) 契約書確認者 契約事務担当者が契約相手方に送付する契約書案を確認する者をいい、係長職をもってこれに充てる。
- (6) 契約締結承認者 本市が締結する電子契約に電子署名を付与する責任者をいい、契約課長をもってこれに充てる。
- (7) アカウント 電子契約サービスを利用するための権利をいう。
- (8) パスワード 電子契約システムを利用するために必要な符号であって、利用者を識別する暗号をいう。

(電子契約対象案件の明示)

第3 電子契約によることができる案件は、契約課において契約する案件とし、入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼の際に、その契約が電子契約によることができる旨を明示するものとする。

(電子契約利用の意思確認)

第4 契約事務担当者は、契約相手方からの「電子契約利用同意書」(第1号様式)の提出により、

当該契約相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることをあらかじめ確認するものとする。

(電子契約サービス運用管理者)

第5 電子契約サービスの利用に関する適正な管理を行うため、電子契約サービス運用管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、契約課長をもって充てる。

3 管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保すること。
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用を進めること。

(アカウントおよびパスワードの取扱い)

第6 アカウントは、管理者が設定し、電子契約サービスを利用する各係に付与する。

2 アカウントの変更または削除は、電子契約サービス運用管理者が行うものとする。

3 パスワードの管理、設定及び変更は、各係で行い、パスワードを各係の職員以外の者に知られないように厳重に管理しなければならない。

(電子契約手続き)

第7 契約事務担当者は、電子契約サービスを用いて、契約書案を契約書確認者、契約相手方の担当者（契約相手方の契約締結権限者と同一の場合は省略）、契約相手方の契約締結権限者、契約保証人（契約保証人が必要な案件に限る）の順に送付し、最後に契約締結者の承認を受ける。

(押印の省略)

第8 市長は、第4の規定により契約相手方より第1号様式が提出された場合、次に掲げる書類の押印を省略させることができる。

- (1) 甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号。以下「規則」という。）第6号様式その1～第6号様式その4
- (2) 規則第8号様式その1～第8号様式その3
- (3) 規則第14号様式
- (4) 規則第15号様式

(5) 規則第 18 号様式

(6) 甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程（昭和 28 年 11 月管理規程第 10 号以下「規程」という。）別冊契約規程附属様式第 6 号様式その 1～第 6 号様式その 5

(7) 規程別冊契約規程附属様式第 8 号様式その 1～第 8 号様式その 4

(8) 甲府市余裕期間制度に係る事務処理要領別記様式

（契約内容の修正）

第 9 契約事務担当者は、締結した電子契約書に軽微な訂正（誤字又は語句の訂正等）の必要が生じた場合は、契約相手方の了承のもと、「契約訂正の覚書」を電子契約サービスに登録し、第 7 に規定する措置を行うことで当該訂正を行うことができる。

（変更契約書）

第 10 契約事務担当者は、締結した電子契約書に変更の必要が生じた場合は、第 7 に規定する措置を行うことで変更契約を行うことができる。

（電子契約書の保存・管理）

第 11 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

（請求印）

第 12 甲府市財務規則(昭和 62 年規則第 1 号)第 34 条第 2 項第 3 号の規定に基づく請求印は、「請求印鑑届（電子契約用）」（第 2 号様式）にて届け出なければならない。

（委任）

第 13 この要綱に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

甲府市長 様
甲府市上下水道事業管理者 様

所在地：
商号又は名称：
代表者職氏名：
担当者氏名：
担当者電話番号：

電 子 契 約 利 用 同 意 書

上記契約について、甲府市と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。
なお、契約締結には以下の E メールアドレスを使用します。

契約番号	
案件名	

●請負者

・確認者 1：契約締結権限者 *社内規則等により契約締結権限を持つ者であれば代表者である必要はありません

契約締結権限者	役職：	氏名：
E メールアドレス		

・確認者 2：担当者（確認者 1 と同じ場合は記載不要）

契約事務担当	役職：	氏名：
E メールアドレス		

●契約保証人

会社名		
代表者	役職：	氏名：
契約締結権限者	役職：	氏名：
E メールアドレス		

※他にも確認者が必要な場合は適宜、表を追加してください。

※確認者 2→確認者 1→契約保証人の順に、契約書の内容確認(電子署名)依頼メールが届きます(請負者、契約保証人の電子署名後、甲府市の契約締結権者が電子署名を施すことで契約が成立します)。

※本書は、落札者が電子メール等で提出してください。(押印は不要です)

※建設工事請負契約においては、建設業法第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による書面の交付に代え、電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

●請求印について

☐	以前届出た印鑑を使用します
☐	請求印について別紙の通り届出ます 【新規（電子契約初回利用）、変更】

第2号様式

令和 年 月 日

(あて先)
甲府市長
甲府市上下水道事業管理者

所在地：

会社名：

注) 入札・契約・請求等が委任行為の場合は、受任者の情報を記入

請求印鑑届 (電子契約用)

電磁的方法により契約締結した案件について、代金の請求・受領のために使用する印鑑は以下のとおりです。

●届出区分

- ☐ 新規 (電子契約初回利用)
- ☐ 変更

代金の請求・受領のために使用する印
(電子契約用)

